

## 令和8年度米子市リサイクル推進員研修会質疑応答内容概要

(質問) 啓発用の看板や防犯カメラの設置費用の補助はあるか。

(回答) 啓発用の看板や防犯カメラの設置費用の補助はない。希望の文言でラミネート看板を作成することはできるので、活用いただきたい。

(質問) 米子市のホームページに掲載されているチラシ等を利用して、自治会に周知、啓発を行ってよいか。

(回答) 米子市のホームページに掲載されているチラシ等はお使いいただいて構わない。

(質問) 古紙類を紙袋に入れたり、ガムテープで留めて出してもよいか？

(回答) 古紙類を紙袋に入れると、中身の確認ができない。ガムテープで留めて出すと、リサイクルに支障が出るため、ひもで縛って出していただきたい。

(質問) イエローシールで残されたごみを整理していたところ、ごみを出したと思われる人物の個人情報を見つけた。自治会から個別に連絡をとるのがためられる場合は、どうしたらよいか。

(回答) クリーン推進課にご連絡いただければ、こちらで対応する。

今後のトラブルを防ぐためにも、中身の確認や整理は、基本的にイエローシールを貼って残されたものだけにとどめていただきたい。中身に関わらず「勝手にごみ袋を開けられた」ということ自体を問題視する方もいる。不要な摩擦を避けるためにも、ルール通りイエローシールが貼られた未回収のごみだけを処理対象としていただきたい。また、イエローシールには、ごみを出した本人にルール違反を気づかせる「啓発」の目的がある。不適正なごみを周囲が先回りして片付けてしまうと、排出した本人が自分の誤りに気づかないまま、今後も同じ出し方を繰り返してしまう可能性がある。本人が正しい出し方を学び、次からルールを守れるようにするためにも、一定期間はイエローシールで残された状態のままにしておくことが重要。

(質問) リチウムイオン充電電池類について、「リチウムイオン電池」と記載はあるが、リサイクルマークがついていないものも、乾電池・リチウムイオン充電電池類として出してよいか。

(回答) 「リチウムイオン電池」と記載があれば、リサイクルマークがついていないものでも、乾電池・リチウムイオン充電電池類としてごみ置場に出すことができる。